



福岡医発第 97 号(保)
平成15年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原 敬太郎



政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書及び健康保険組合
における診療報酬明細書の紙以外の媒体による保存について

政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書の取り扱いは原本で取扱うこととされておりますが、この度、平成11年3月10日付庁文発第633号社会保険庁運営部医療保険課長通知「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の取扱いについて」によりDVD化（デジタル画像処理された媒体）された媒体をプリント出力したものも診療報酬明細書等の原本として取り扱うこととなった旨、日本医師会並びに福岡県社会保険診療報酬支払基金より別紙のとおり通知がありました。

また、同様に健康保険組合につきましてもDVD化された媒体からプリント出力したものを診療報酬明細書等の原本として取り扱うことができるようになりましたが、各組合の事情により従前どおり紙による原本のところもあります。

今回のDVD化に関連した通知の内容及び日本医師会の姿勢は下記のとおりでありますので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、基金通報の5月号に掲載を予定されております。

記

1. 政府管掌健康保険（政管健保）について

- ①社会保険庁が導入したレセプト情報管理システム（DVD化）は、70歳以上の高齢者の高額療養費を合算する場合に同一人のレセプトを迅速に抽出するために導入した。
- ②同時に、DVD化することにより政管健保のレセプトの保存の問題の解消。
- ③印字した内容は、支払基金等で審査後のレセプトをDVD化したものであり、紙の原本と内容は全く同じである。

- ④DVD化した媒体は書き換えができないシステムにした。
- ⑤再審査後のレセプトを再入力した場合は、修正後のレセプトしか扱えないシステムにした。
- ⑥1度プリントすると2度目は出力できない仕組みにした。
- ⑦医療機関側が再審査請求した場合に検索が迅速にでき、医療機関にプリント出力された原本が速やかに提供できる。

2. 健康保険組合について

- ①再審査の申出は原本で行なうこととされていたが、政管健保と同様に紙以外の媒体（DVD化）から出力されたレセプトを原本とすることが可能になった。
- ②「レセプトを紙以外の媒体より保存する場合の原本性確保について（基準）」を設定した。
- ③個人情報の取り扱いについては、平成14年12月25日保保発第1225001号通知「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」により、徹底を図ることが念押しされた。

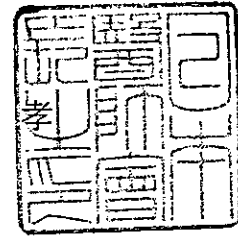
(参 考)

- ①健保組合におけるレセプト等文書の保管については、平成13年3月26日付保保発第18号厚生労働省保険局保険課長通知「健康保険組合における文書の整理及び保存の取扱いについて」で取扱うこととしていた。
- ②同通知に「紙以外の媒体による文書の保存については、原本性の確保等に関し引き続き検討を要するため、別途連絡する。」とある。
- ③今般、別途について「健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤診療報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」通知が出された。

平成15年3月25日

都道府県医師会長殿

日本医師会長
坪井 栄



政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書及び健康保険組合
における診療報酬明細書の紙以外の媒体による保存について

政管健保の再審査申出に際しての診療報酬明細書の取り扱いは原本で取扱うこととされておりますが、この度、平成11年3月10日付庁文発第633号社会保険庁運営部医療保険課長通知「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の取扱いについて」により、DVD化（デジタル画像処理された媒体）された媒体をプリント出力したのも診療報酬明細書等の原本として取り扱うこととなりました。これに関しましては社会保険事務局が貴都道府県医師会に赴き、説明の上、実施いたしますので、よろしくご高配方お願い申し上げます。

同様に、健康保険組合につきましてもDVD化された媒体からプリント出力したものを診療報酬明細書等の原本として取り扱うことができることになりました。なお、健保組合につきましても各組合の事情により、従前どおり紙による原本のところもあります。

今回のDVDに関連した通知の内容及び本会の姿勢は下記のとおりでありますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 政府管掌健康保険（政管健保）について

- ①社会保険庁が導入したレセプト情報管理システム（DVD化）は、70歳以上の高齢者の高額療養費を合算する場合に同一人のレセプトを迅速に抽出するために導入した。
- ②同時に、DVD化することにより政管健保のレセプトの保存問題の解消。
- ③印字した内容は、支払基金等で審査後のレセプトをDVD化したものであり



本と内容は全く同じである。

- ④DVD化した媒体は書き換えができないシステムにした。
- ⑤再審査後のレセプトを再入力した場合は、修正後のレセプトしか扱えないシステムにした。
- ⑥1度プリントすると2度目は出力できないしくみにした。
- ⑦医療機関側が再審査請求した場合に検索が迅速にでき、医療機関にプリント出力された原本が速やかに提供できる。

2. 健康保険組合について

- ①再審査の申出は原本で行うこととされていたが、政管健保と同様に紙以外の媒体（DVD化）から出力されたレセプトを原本とすることが可能となった。
- ②「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について（基準）」が設定した。
- ③個人情報の取り扱いについては、平成14年12月25日保保発第1225001号通知「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」により、徹底を図ることが念押しされた。

（参考）

- ①健保組合におけるレセプト等の文書の保管については、平成13年3月26日付保保発第18号厚生労働省保険局保険課長通知「健康保険組合における文書の整理及び保存の取扱いについて」で取扱うこととしていた。
- ②同通知に「紙以外の媒体による文書の保存については、原本性の確保等に関し引き続き検討を要するため、別途連絡する。」とある。
- ③今般、別途について「健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」通知が出された。

（添付資料）

- 1. 社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の取扱いについて

〔平15. 3. 10庁文発第633号社会保険庁運営部医療保険課長通知〕

2. 健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存
について

〔平15.3.7保保発第0307002号厚生労働省保険局保険課長通知〕

「写」

保保発第 0307002 号
平成 15 年 3 月 7 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の
紙以外の媒体による保存について

平成 13 年 3 月 26 日付け保保発第 18 号当職通知において、紙以外の媒体による保存については、原本性の確保等に関し検討を要するため別途連絡することとしていたところであるが、今般、標記については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について
 - (1) 健康保険組合における診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）については、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に掲げる基準を満たす場合には、紙以外の媒体により保存することができること。
 - (2) レセプトを紙以外の媒体により保存する場合には、レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、別紙「レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について」に基づき運用管理規程を作成し、組合会の議決を得ること。
なお、個人情報の保護については、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成 14 年 12 月 25 日保保発 1225001 厚生労働省保険局保険課長通知）により、その徹底を図ること。
2. レセプトの再審査等請求に係る取扱いについて
レセプトの再審査等請求の申出は、レセプト（原本）を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出することにより行うこととされているが、今後、紙以外の媒体により保存されているレセプトの再審査等請求については、その媒体から復元されたレセプト（紙媒体）を原本として提出することにより行うことができること。
なお、本件に関しては、支払基金と協議済みであることを申し添える。

レセプトを紙以外の媒体により保存する場合の原本性確保について (基準)

1. レセプト(原本)の全ての記載事項がデータとして保存されること。なお、十分な耐久性を有する媒体を使用し、保存期間中はレセプト(原本)が復元可能な状態であること。
2. レセプト保存に係るシステム管理責任者を置くとともに、運用管理規程を作成し、組合会の議決を得ること。
3. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本とする場合には、レセプト(紙媒体)の記載事項が、全て正確に収録されていることを確認するとともに、確認終了後、収録の完了したレセプト(紙媒体)を廃棄し、紙以外の媒体に保存したレセプトに原本である旨を明示すること。
4. レセプト(紙媒体)を廃棄していない場合は、紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として使用してはならないこと。
5. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存し、その記録を紙に復元する場合には、システム管理責任者の承認を得ること。
6. 前記5による原本の紙への復元は、一枚に限り行うこととし、その復元されたレセプト(紙媒体)を原本として取り扱うこと。また、紙以外の媒体に保存されているレセプトを、一旦紙に復元した後は、さらに紙へ復元することができないシステムを構築するか、又は復元後の処理状況及び履歴を適正に管理するなど、原本が複数存在することのないよう万全を期すこと。
なお、復元後の原本に修正が加えられた場合には、修正が加えられた記録を新たな原本として保存すること。
7. バックアップのために、原本の複製(コピー)を行う場合は、原本が保存されている媒体とは異なる媒体上に複製(コピー)である旨を明示したうえで保存すること。
8. 紙以外の媒体に保存したレセプトを原本として保存する場合には、特定の役職員以外の者がアクセスできないようパスワードを設けるなど適切な措置を講じること。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え又は消去ができないよう管理上の措置を講じること。



庁文発第633号
平成15年3月10日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

社会保険診療報酬支払基金に対する再審査等の申出に際しての
診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の取扱いについて

標記については、「政府管掌分の診療報酬請求明細書の過誤整理について」（昭和31年3月5日保発第23号）により、再審査等の申出に当たっては、過誤の疑いのある診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の原本を社会保険診療報酬支払基金に送付する取扱いとしているところであるが、今般のレセプト情報管理システムの導入に伴い、当該システムからプリンタ出力した再審査等請求用のレセプトについて、診療報酬明細書等の原本として取り扱うこととしたので御了知願いたい。

なお、本件については、社会保険診療報酬支払基金と協議済みであることを申し添える。

〔 写送付先 社 会 保 険 事 務 所 長
地方社会保険事務局事務所長 〕

○政府管掌分の診療報酬請求明細書の過誤整理について

昭和三十一年三月五日 保険発第二三三号
各都道府県民生部(局)保険課長・各社会保険出張所長
宛 厚生省健康保険課長通知

標記について二月十五日付基業発第二三三号の二をもって、別紙のとおり通知があつたのでお知らせする。

なお、その取扱については各基金事務所と連絡の上、遺憾のないよう取り計わりたい。

(別紙)

昭和三十一年二月十五日 基業発第二三三号の二
厚生省保険局長宛 社会保険診療報酬支払基金理事長
通知

標記明細書の過誤ある場合の取扱いについて各基金幹事長宛別紙写のとおり通知致しましたので各都道府県保険課及び社会保険出張所に對しまして何分の御連絡を賜りますよう御願ひ致します。

昭和三十一年二月十五日 基業発第二三三号
各都道府県基金幹事長宛 社会保険診療報酬支払基金
理事長通知

各都道府県保険課に対して、送付を了した標記請求明細書について過誤があつた場合は、当該保険課又は社会保険出張所より過誤通知が基金宛なされるが、これについての基金の取扱方法に従来明確を欠いていた面が見受けられるので、今後これらの過誤整理にあたっては、左記により取扱うよう御配意願ひします。

おつて、本件については厚生省当局と打合済で、別途厚生省当局より各都道府県保険課及び社会保険出張所宛通知がなされる筈であるが、予め関係向とも充分連絡をとり取扱に遺漏なきよう御配意願ひします。

記

1 政府管掌分の過誤の調整にあたっては必ず保険課又は出張所より請求明細書(原本)の返戻を受け、過誤内容を確認した上、調整を実施すること。

2 政府管掌分から組合への編入による過誤については、組合へ編入した年月日、編入した保険者名及び事務所名等を明示願うよう保険課及び出張所宛依頼すること。



福基調発第 4 号

平成15年4月3日

福岡県医師会

会長 関 原 敬 次 郎 殿

福岡県社会保険診療報酬支払基金

幹 事 長 高 信 啓 次



紙以外の媒体により保存されたレセプトに係る
再審査等請求の取扱いについて（連絡）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、保険者からの再審査等請求の申出につきましては、原則として診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を原本で提出することとして取り扱ってきましたが、今般、一定要件のもと、紙以外の媒体により保存し、当該媒体から復元されたレセプト（紙媒体）を原本として提出することにより再審査請求等を行うことが出来ることとして、厚生労働省保険局保険課長並びに社会保険庁運営部医療保険課長から通知がなされたところであります。

このことにより、当該レセプトに係る再審査等請求につきましては、下記の取扱いとなりますので、ご理解・ご協力賜りますようご連絡申し上げます。

なお、本件につきましては、基金本部と日本医師会において協議済みであることを申し添えます。

記

1 実施時期

平成15年3月受付分以降の再審査等請求分

2 対象レセプト

(1) 政府管掌健康保険

- ア 社会保険庁においては、レセプトの画像情報を電子媒体（DVD）に収録して管理する「レセプト情報管理システム」を、平成14年12月以降レセプト点検事務センターに設置し、レセプトをDVDで管理していること。
- イ 政府管掌健康保険分（併用分を含む。）については、当該システムのDVDから出力したレセプト（紙媒体）により再審査等請求の申出がされること。
- ウ 船員保険分及び日雇特例分については、レセプト情報管理システムによる管理対象とされないことから、従前どおり、レセプト原本による再審査等請求の申出がされること。
- エ 老人保健分に係る基金への返還は、従前どおり、レセプト原本により行われる。

(2) 組合管掌健康保険

健康保険組合分のレセプトについては、紙以外の媒体により保存しているレセプトの再審査等請求について、その媒体から復元されたレセプト（紙媒体）により再審査等請求の申出がされる場合がある。

3 当該レセプトが保険医療機関等に返戻された場合の取り扱い

- (1) 保険医療機関等からの原請求において、続紙のあるレセプトについては紙以外の媒体により保存し、その媒体から復元されたレセプト（紙媒体）で再審査等請求の申出がされた場合、続紙の貼付方法等が異なっている場合があること。
- (2) 紙以外の媒体から復元されたレセプト（紙媒体）を原本として再審査等請求の申出がされ、当該レセプトが保険医療機関へ返戻となった場合においても、原請求時レセプト（原審査結果を含む。）と復元したレセプト（紙媒体）とにおいて内容の相違はないものであること。